

遠野市監査委員告示第8号

平成27年8月17日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成26年度に財政援助を与えた団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

遠野市監査委員 瀧本 孝一

平成27年度財政援助団体監査結果報告書（平成26年度財政援助分）

1 監査の期日及び対象

地方自治法第 199条第 7 項の規定に基づき、平成26年度に財政援助を与えた団体のうち、次の団体に係る事務の執行について、書類監査は平成27年 7 月 1 日、3 日の 2 日間。担当各課、各団体からの聞き取りによる監査は下表の日程で 2 日間、延べ 4 日間実施した。

期 日	団 体 名	補助金等の名称（交付先等）	交付金額	市担当課名
7 月 6 日 (月)	早池峰バス株式会社	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線代替バス運行費補助金）	61,560,874円	市民協働課
	遠野地方森林組合	国土保全森林対策事業費補助金	24,997,474円	林業振興課
7 月 8 日 (水)	遠野市社会福祉協議会	遠野市社会福祉協議会運営費補助金	33,134,000円	福祉課
	公益社団法人遠野市シルバー人材センター	遠野市シルバー人材センター運営費補助金	10,100,000円	長寿課

2 監査の内容、手順

監査は、前記 1 の 4 団体に対し、当該補助金に係る事務の執行について、市担当課及び当該団体から必要な資料の提出及び提示を求め、それぞれの団体の責任者及び担当課から事業内容、経理等について、聴取するとともに関係書類の抽出検査を行った。

3 監査の結果

監査した 4 団体とも、補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従い、その要件が整っており、適正に処理されているものと認められた。また、補助金は目的に沿って使用されており、いずれも公共福祉の充実に資するもので、補助金の交付による財政的援助は、公益上の必要性があるものと認められた。

しかし、遠野市地方バス路線対策事業費補助金、国土保全森林対策事業費補助金に関しては、後述指摘のとおり改善の検討を望む。その他の事務処理上の改善点については、その都度関係職員に対して口頭で検討するよう述べたので、本書への記述を省略する。

監査対象とした財政援助団体ごとの監査の結果については、次のとおりである。

(1) 早池峰バス株式会社

補助金の名称	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線代替バス運行費補助金）
交 付 額	61,560,874円
目 的	市民生活に必要な生活交通手段であるバス輸送の確保及び維持のため、道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業を営業者の「廃止路線等（当該補助金交付要綱第1条）」におけるバス運行に要する経費について、補助金を交付する。
特 記 事 項	<p>〔指摘事項〕</p> <p>平成26年度補助金の過払い（約2,200千円）があった。当該団体の内部処理上、補助金対象経費が専属経費、按分経費と複雑であることも要因のひとつと思われることから資料確認の方法、チェック体制について検討し、補助金額の再検査を行われたい。</p> <p>〔意見・要望〕</p> <p>路線バスが廃止された27運行系統の代替バスの運行契約を当該団体と締結し、平成25年度に生じた損失等について平成26年度補助金を交付する事業である。</p> <p>廃止代替バスの利用者数は、平成22年度100,094人であったが年々減少し、平成26年度は88,814人になっている。このことにより運行損失等による補助金額は、平成22年度53,768千円であったものが平成26年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日の経費補助金）は61,561千円と増加傾向にある。</p> <p>市としても総合交通システム研究会において、平成26年10月1日から利用者数が極端に少ない来内線の廃止、足ヶ瀬線と坂ノ下線の2路線の路線統合による運行数の削減、土曜日運行の減便、車輛の削減など500万円の経費節減に取り組んでいる。平成27年度も引き続き経費削減に向けた検討を行っている一方で、乗客の安全を図るため、平成31年度までの5ヵ年計画で車輛の更新も予定されている。</p> <p>今後ますます人口減少による利用者減が予想されるが、交通弱者対策は重要課題の一つであり、利用者目線での「持続可能な公共交通システムの構築」に向けたさらなる取り組みを期待する。</p>

(2) 遠野地方森林組合

補助金の名称	国土保全森林対策事業費補助金
交 付 額	24,997,474円
目 的	<p>森林の持つ公益的な機能を高度に発揮するため森林環境保全直接支援事業（人工造林、下刈、除伐、枝打等）に対して国・県による補助の他、遠野市が独自に嵩上げ補助を実施することで、森林所有者の負担を軽減し森林整備の促進を図る。</p> <p>また、国土保全間伐等実施事業に対しては、市単独補助金を交付し、森林整備を促進する。</p>
特 記 事 項	<p>〔指摘事項〕</p> <p>当該補助金関連事業の事業費は97,463,570円と巨額であるにも関わらず、補助金については山林所有者の代理申請扱いとして「預り金」の処理がなされ、森林組合の決算書には補助金額の数値が記載されていない。次年度以降、決算書の作成にあたっては財政援助内容が明確になるよう、また補助金交付における事業執行状況の確認、事業費チェックが明確に行われる体制の検討を望む。</p> <p>〔意見・要望〕</p> <p>本市の約8割は森林が占めており、森林を整備することで、土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養（かんよう）機能、生物多様性の保全など森林の持つ「公益的機能」の維持と、遠野市の景観を守る事業としても評価は大きい。</p> <p>補助金の交付内容は下記のとおりだが、今後は森林の持つ多面的機能の発揮に支障が生じないように、計画的な整備を進めるとともに、山林所有者のみならず全市民に対して、この事業目的をアピールしていく必要がある。</p> <p>1 公益的な機能を高度に発揮する必要がある森林の総合的な整備に対して、標準事業費の22%を国・県補助に嵩上げして市単独で補助金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境保全直接支援事業 総事業費 92,788,536円、市補助金 20,413,365円 実施規模 A=384.63ha <p>2 森林経営計画、森林施業計画が未策定だが、水源かん養機能等の公益的な機能の高い森林育成に対して市単独で補助金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土保全森林間伐等実施事業（作業路整備事業） 総事業費 909,250円、市補助金 818,325円 実施規模 L=200m ・国土保全森林間伐等実施事業（間伐材利用事業） 総事業費 3,765,784円、市補助金 3,765,784円 実施規模（搬出材木） 2,092.103 m³

(3) 社会福祉法人遠野市社会福祉協議会

補助金の名称	遠野市社会福祉協議会運営費補助金
交 付 額	33,134,000円
目 的	遠野市社会福祉協議会の地域福祉事業の推進及び支部社協の活動支援、ボランティア活動の企画・実施、市民及び福祉関係団体との連携強化など、官民一体の福祉政策を推進するため社会福祉協議会運営費、総合福祉センター管理運営費、地域福祉活動に関する事業に対して補助金を交付する。
特 記 事 項	<p>〔指摘事項〕 特になし</p> <p>〔意見・要望〕 社会福祉協議会運営費として事務局長、地域福祉課職員等4名分の職員人件費22,549,633円、総合福祉センター管理運営費として管理費9,143,311円から使用料収入2,073,577円を減じた7,069,734円、地域福祉活動に関する事業である市民ボランティア活動拠点「ちょボラ」の運営に対して2,254,633円（財源として国のセーフティネット支援対策事業費を活用）、市内福祉7団体の活動助成として1,260,000円を補助金交付していた。</p> <p>昨年度の指摘事項であった、これらの補助事業分の関係書類整理については補助事業ごとに専用ファイルが作成されており改善されていた。</p> <p>社会福祉協議会は地域福祉活動、各種相談事業、生活困窮者自立支援モデル事業など、地域に密着した事業を展開したが、協議会自体の決算は赤字であった。</p> <p>その原因については分析を行い、経営改善に向けて鋭意努力中とのことだが、今後は、社会福祉協議会の運営、各種福祉サービスの内容、利用者負担金、補助金支援のあり方等について市担当課との更に詳細な検討も必要と思われる。</p>

(4) 公益社団法人遠野市シルバー人材センター

補助金の名称	遠野市シルバー人材センター運営費補助金
交 付 額	10,100,000円
目 的	高齢者の社会参加を図るため、臨時的及び短期的な就労の機会を確保し、社会的経済的地位の向上を目指すための事業に対して補助金を交付している。
特 記 事 項	<p>〔指摘事項〕 特になし</p> <p>〔意見・要望〕 遠野市シルバー人材センターが行う、高齢者それぞれの知識や技能等を活かした就業により、高齢者の生きがいつくりや健康の増進、社会参加を図るための事業に要する経費に対して、10,100,000円を補助金交付していた。</p> <p>制度上の制約等から、受託事業と一般労働者派遣事業では受注できないケースもみられるなど、厳しい現実を認めながらも、コンプライアンスを遵守して事業の適正化に努め高齢者の就労の場の確保と運営に取り組んでいると認められた。</p> <p>また、定年延長などの社会的背景から減少傾向にある新規会員の獲得や新たな就業先の開拓などにも努力しており、補助金の有益性は十分にあると認められる。</p>